

# 平成30年第1回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

平成30年3月7日(水)

東洋町議会

余 白

## 平成30年第1回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開会 平成30年3月7日(水) 午前9時00分宣告

出席議員 (8名)

議長	西岡 尚宏 君	副議長8番	福島 登 君
1番	平山 照生 君	2番	高畠 俊彦 君
3番	小松 熙 君	4番	武山 裕一 君
5番	小野 正路 君	6番	今宮 裕明 君

欠席議員 (1名) 7番 田島毅三夫 君 (地方自治法第135条の規定による  
出席停止)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	光本 速雄 君
会計管理者	生松 克祐 君
教育長	川田真由美 君
総務課長	大坪 靖幸 君
税務課長	安岡 良仁 君
住民課長	蛭子 浩久 君
産業建設課長	伊吹真貴博 君
教育次長	北川 晃彦 君
地域包括支援 センター事務局長	田岡いずみ 君
税務課長補佐	小池 昭平 君
住民課長補佐	築地 仲音 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	金山 志帆

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 1番 平山 照生 君 2番 高畠 俊彦 君



## 平成30年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成30年3月7日(水) 午前9時00分開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 発議第1号 東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議について
- [日程第4] 承認第1号 専決処分事項「平成29年度東洋町一般会計補正予算(専決第2号)」の承認を定めることについて
- [日程第5] 議案第1号 東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- [日程第6] 議案第2号 阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第7] 議案第3号 東洋町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第8] 議案第4号 東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについて
- [日程第9] 議案第5号 東洋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第10] 議案第6号 東洋町介護保険条例の一部を改正することについて
- [日程第11] 議案第7号 東洋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を定めることについて

- [日程第12] 議案第8号 東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- [日程第13] 議案第9号 東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- [日程第14] 議案第10号 東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- [日程第15] 議案第11号 東洋町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第16] 議案第12号 平成29年度東洋町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて
- [日程第17] 議案第13号 平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第18] 議案第14号 平成29年度介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第19] 議案第15号 平成29年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第20] 議案第16号 平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて

- [日程第21] 議案第17号 平成30年度東洋町一般会計予算を定めることについて
- [日程第22] 議案第18号 平成30年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第23] 議案第19号 平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第24] 議案第20号 平成30年度東洋町後期高齢者医療保険特別会計予算を定めることについて
- [日程第25] 議案第21号 平成30年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第26] 議案第22号 平成30年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第27] 議案第23号 平成30年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第28] 議案第24号 平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第29] 議案第25号 平成30年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第30] 議案第26号 東洋町地域防災センター新築工事請負契約の請負金額等の変更について
- [日程第31] 議案第27号 東洋町公の施設に係る指定管理者を指定することについて  
(東洋町野根水産冷蔵施設)
- [追加日程第1] 発議2号 東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議について





議事のでんまつ

議長

(西岡 尚宏議長)

おはようございます。

本日の会議に入る前に、皆さまにお伝えしておきます。

本日、もとい、昨日、東京の民放放送であるテレビ東京から、本町議会の本会議の様態を撮影したいと、お手元に配布した依頼書のとおり依頼がありました。

このことについて、庁舎管理者の松延町長とも協議し、議長として、議事公開の原則に基づき、報道の自由を尊重して、これを許可することにいたしました。

なお、撮影時間は午後から10分程度のことであります。

本会議場の皆さんにおかれましては、ご理解ご協力のほどお願いいたします。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、平成30年第1回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間:午前9時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の件、議案として、発議1件、専決処分事項補正予算1件、条例11件、補正予算5件、当初予算9件、財産1件、その他1件の計31件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から平成29年11月から平成30年1月分の例月出納検査の結果報告、また、地方自治法第199条第9項の規定により、2月8日に実施した定期監査の報告について、お手元に配布のとおり提出されております。

次に、本町議会が全国町村議会議長会から表彰を受けたことを町民の皆さま方へご報告します。

この表彰は、平成28年度に本町議会で取組みました、議会基本条例の制定、議員政治倫理条例の制定、地域意見交換会の開催、町への政策提言などの活動が表彰基準を満たしていると評価され、高知県町村議会議長会の推薦を受け、去る2月8日の全国町村議会議長会の定期大会において、全国927の町村議会中、26町村議会が表彰を受けております。

その中で一議会として、表彰を受けたということでもあります。

先日、2月22日に高知県自治会館において表彰伝達式があり、表彰状をいただいて参りましたことを、町民の皆さま方へご報告申し上げます。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について発言の申出がありましたので、これを許します。

松延町長。

(松延 宏幸町長)

皆さん、おはようございます。

町長

本日、平成30年第1回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙の中、全員のご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

議会におかれましては、本年1月30日に組織が発足をして、初の定例会ということでございます。

また、平成という元号も最後の年度となり、新しい元号は、本年11月頃、公表される予定とお聞きするところでございます。

このように、時代は常に日々変遷していくわけでございますが、ご承知のとおり、本町には継続して取り組むべき課題が山積しているところでございます。

執行機関といたしましては、緩やかに方針転換を図りつつ、行政組織の再構築に多くの職員 OB の方々からもご協力をいただきながら、町内外に向けまして、行政間の信頼回復にも努めてきたところでございます。

本町議会におかれましても、執行部とは適度な距離感を保ちつつ、車の両輪としての役割を果たされるとともに、議会組織の改革に、自主的に、かつ、熱心に取り組んでいただいていたと認識をいたしております。

先ほどの議長からの報告と一部重なりますけれども、新聞報道にもございました、本年2月22日には、本町議会が歴史上2度目となる全国表彰を正式に受けております。

全国927町村のうち26団体が、平成28年中の議会組織としての取り組みが評価されたということでございます。

行政の執行機関といたしましても、大変名誉なことであると思うところでございまして、また、そのような機会、時期に存在する執行部の一員であることを幸いに思いますと同時に、心から敬意とお慶びを申

し上げる次第でございます。

今般の事例も含めまして、議会も執行部も一つ一つ歴史を刻んでいくという立場でもありますように、議会組織としての重みを議員各位がなお一層認識をされまして、議員の品位を堅持した議員活動並びに民主的議会運営に、今後も期待を寄せるところでございます。

本定例会には、執行部から合計28件の議案を提出させていただきます。

内訳といたしましては、条例改正案11件、一般会計の専決補正予算1件、平成29年度補正予算案5件、新年度の当初予算案9件、その他の案件2件となっております。

慎重なご審議と適切なお決定をお願いを申し上げます。

それでは、提案理由に先立ちまして、若干のご報告をさせていただきます。

一般会計当初予算についてでございます。

平成30年度の国の地方財政計画では、地方財政の根幹であります地方交付税総額を、前年度から0.2パーセント減、3213億円の減として5年連続の減額決定としているところでございます。

本町の新年度予算につきましても、平成28年度から適用されております国勢調査人口減少への影響を受けているわけでございまして、普通交付税の見込総額は、前年度5千万円の減に続きまして、平成30年度は、さらに、3600万円の減額が見込まれているところでございます。

このため、本年度予算も財源調整措置といたしまして、基金からの繰入金3億8700万円を計上をいたした予算となっております。ますます、厳しい予算編成となっているところでございますが、平成29年度の決算見込みを慎重に見極めながら、地方消費税など30年

度の税制改正の影響額を見定めて参りたいと考えているところでございます。

一般会計予算総額でございますが、対前年度比では3.7パーセント減の29億6116万2千円としておるところでございます。

普通建設事業費は、前年度当初予算に計上しました地域防災センター建設事業費の減の影響で、対前年度比27.8パーセント減となっております。

本年度も防災・減災対策が主要事業となっておりますけれども、木造住宅耐震関連の予算に、約1億円を計上をいたしております。

また、性質別での主な増減でございますが、人件費は9.3パーセントの増となっております。

これは、新規採用職員による増額が主な要因でございます。

物件費、扶助費、維持補修費、公債費は、前年度並みとなっております。

他会計への繰出金は、5.3パーセントの減、ふるさと納税に要する返礼品経費などを計上しております補助費等につきましては、2.6パーセントの伸びとなっております。

人件費等の義務的経費は4.5パーセントの増となっておりますけれども、できるだけ経常的経費を抑制しつつ、子育て世帯への支援策は、継続して予算計上をいたしております。

続きまして、住宅新築資金等貸付会計についてでございます。

赤字会計であります本会計でございますけれども、毎年度3

億円以上の前年度繰上充用金、いわゆる赤字額でございますが、を、計上してきたところです。

この会計でございますけれども、決算時には、普通会計として一般会計と合算されるため、毎年度、この繰上充用金分を一般会計で繰越金として留保しておかなければならない状況にあるわけでございます。

この使用できない一般会計での繰越金も30年度予算では、やっと3億円を切りまして、2億9500万円と圧縮してきたところでございます。

長期間、町財政を圧迫している本会計の貸付金回収と整理には、法的措置も加えまして、さらに滞納債権の縮減強化を図っていかなければなりません。

本年度予算には、その取組み強化のため、県補助金1500万円余を計上しているところでございます。

続きまして、国民健康保険制度についてでございます。

これまでも、ご報告申し上げておりますけれども、本年4月1日から国民健康保険の運営主体は、市町村から県へ移行することとなっております。

医療費水準と所得水準を考慮しまして、各市町村は県へ国保事業費納付金を納める方式となるわけでございます。

県は2月14日に、その納付金額、標準保険料率を決定いたしております。

本町の場合でございますが、その必要額を確保するため、保険税率の引上げは、避けて通れないと判断をしているところでございます。

医療費の動向や被保険者数の推移を毎年度勘案しまし

て、国からの支援であります激変緩和措置のある期間内に、保険税率などを見直していく必要がございます。

長年据え置いて参りました保険税率でございますけれども、一般会計からの繰入金で赤字補填をしてきた体質を改め、国保会計の赤字解消計画にも取組まなければなりません。

このような制度改正などをふまえて、本議会には課税方式などの見直しなどを含めました抜本的な改正となる国保税条例改正案を提出することとしております。

最後になりますが、高規格道路に関する都市計画決定についてでございます。

阿南・安芸自動車道のうち県境を結びます牟岐から野根間、約27キロメートル、俗に海部道路と呼ばれておりますけれども、本年2月20日にですね、国土交通省より高知県へ都市計画決定要請図書の手交式が執り行われたところでございます。該当区域であります本町も参加をさせていただいております。

この都市計画決定要請には、牟岐から野根区間のうち高知県分である仮称東洋中央線とついておりますけれども、東洋中央線について、甲浦から野根間の詳細ルートの素案や本年中のスケジュール案などが示されております。

スケジュール案では、甲浦地区が都市計画区域であることから、10月開催予定の高知県都市計画審議会に向けまして、原案に基づく手続きを進めまして、11月下旬には国土交通大臣の同意をいただきまして、年内12月下旬頃の政府の予算案までに都市計画決定を目指すこととしております。

今後、さらに、県と連携し、関係部署と一体となって手続き

<p>議長</p>	<p>を進めるとともに、事業化決定と事業着手を一日も早く実現したいと考えているところでございます。</p> <p>関係機関、また地域住民の皆さま方のより一層のご協力、ご理解をお願いを申し上げますところでございます。</p> <p>以上、簡単ではございますけれども、本定例会での行政報告とさせていただきます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>日程に入ります。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、1番平山照生君、並びに、2番、高島俊彦君を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定の件を議題とします。</p> <p>議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。</p> <p>高島議会運営委員長。</p>
<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>(高島 俊彦議会運営委員長)</p> <p>皆さま、おはようございます。</p> <p>平成30年第1回定例会議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>3月5日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日7日から3月15日木曜までの9日間とする。</p> <p>運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、本日7日の本会議散会後から、委員会及び議案審査の</p>



ため休会、15日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。

議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人1時間以内、答弁者も1時間以内とする。

次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人40分間とする。また、執行部の答弁時間も40分間とする。

なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。

一般質問の通告期限は、9日金曜日午後5時まで、議案質疑の通告期限は、12日月曜日午後5時までとする。

以上のように決定いたしました。

次に、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議について、提出者からの提出理由の説明ののち、田島議員から弁明の申出があれば、その機会を与えるが、提出内容に対する弁明とする。

次に、この動議について、提出者への質疑を行う。

次に、この動議についての討論を行う。

次に、この動議の採決方法は、起立により行う。

以上のように決定いたしました。

これで、議会運営委員会からの報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

議会運営委員長の報告が終わりました。

ここでお諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から

議長

ら3月15日までの9日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月15日までの9日間と決定いたしました。

日程第1、発議第1号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議案についての動議を議題とします。

まず、7番、田島毅三夫君。

弁明の機会を与えますが、いかがいたしますか。

(議席より、ぜひやらせてくださいと発言あり。)

わかりました。

地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。

(田島議員、退場)

提出者の説明を求めます。

8番、福島登君。

(福島 登議員)

発議第1号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議について、東洋町議会議員田島毅三夫君の辞職勧告決議を、

8番議員

	<p>東洋町議会会議規則第16条の規定により動議を提出する。</p> <p>提出日は、本日であります。</p> <p>提出者は、私、福島登、賛成者は、平山照生、高嶋俊彦、小松熙、今宮裕明、武山裕一、小野正路の各議員であります。</p> <p>提出理由をご説明いたします。</p> <p>このたび、東洋町議会は、地域の振興発展及び住民福祉の向上のため議会の活性化に努められたとして、全国町村議会議長会から優良表彰を受けました。</p> <p>この表彰授与にあたっては、平成29年度に本町議会議員全員で取組んだ議会</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>今29年と言った、28。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい、すみません。失礼しました。</p> <p>訂正をよろしく願います。28です。すみません。</p> <p>その訂正だけよろしく願います。</p> <p>続けてよろしいですか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい、どうぞ。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>続けます。</p> <p>この表彰授与にあたっては、あ、ここは済みましたね。</p>

議会基本条例及び議員政治倫理条例の制定、地域意見交換会の開催、町への政策提言などの議会活動が評価され、全国町村議会議長会表彰基準を満たしていることから、高知県町村議会議長会から推薦を受け、この2月8日に表彰状が授与されております。

しかるに、田島毅三夫議員においては、こともあろうに、この表彰を阻止しようと高知県町村議会議長会及び全国町村議会議長会に対し、この表彰推薦を取下げようと働きかけ、特に、高知県町村議会議長会には2月1日、2日、5日と土日を挟み3日間も電話を入れ、1日に数回かける時があれば、長い時には通話が1時間半にもおよび、その内容は、高知県町村議会議長会の組織に対する批判にまでおよんでいます。

この件については、西岡尚宏議長が高知県町村議会議長会及び全国町村議会議長会に対して、謝罪の連絡を入れる事態となり、2月27日の議員全員協議会で議題として挙げ、田島毅三夫議員以外の全議員同意の上、謝罪を求めたが田島議員は拒否をいたしております。

この表彰を受けるにあたっては、議会を代表する前議長の今宮裕明議員、前副議長で現在の西岡尚宏議長の功績も多大であり、多くの時間を費やし議論に係った田島毅三夫議員を含む、東洋町議会議員として光栄なことであり、付託した町民にとっても荣誉で誇らしいことでもあります。

このように、東洋町全体で歓迎すべき全国町村議会議長会表彰を田島毅三夫議員が阻止しようとした一連の言動は、町議会に対する町民の信頼を著しく失墜させるもので、極めて重大な問題であるとともに、高知県町村議会議長会及び全国町村議会議長会担当者への職務妨害ともとれる言動で許されるものではありません。

よって、本町議会は、東洋町議会に対する町民や関係機関の信頼を著しく失墜させ、町民の信頼に値する道義的、倫理的に正しい責任ある行動をとるべき議員が、その品位をも損なうような言動を行ったとして、田島毅三夫議員に対して自らの意思により、道義的、倫理的責任をとり、直ちに議員の職を辞することを勧告するものである。

皆さん、ご承知のとおり、この辞職勧告には強制力はございません。

田島議員におかれては、今後も一切の反省が見られないようであれば、不本意ではありますが、今後も強い姿勢で臨まなければなりません。

田島議員には、自らの行動や発言に起因する数々の問題を自ら積極的に解決を図り、議会改革や本町の活性化に取り組む同様の議員に対して、一方的な意見で臨むのではなく建設的な政策提言を見出す努力を望むものです。

以上、決議する。

議員の皆さま、ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

(西岡 尚宏議長)

提出者の説明が終わりました。

次に、7番、田島毅三夫君の一身上の弁明を許可します。

7番、田島毅三夫君の入場を許可します。

(田島議員、入場)

7番、田島毅三夫君。

議長

7番議員	<p>一身上の弁明を許しますが、本件動議の提出理由についてのみの弁明とします。</p> <p>ただし、議会会議規則第54条の規定により、発言はすべて簡明にするとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならないことになっておりますのでご留意ください。</p> <p>ここで、弁明と弁解の解釈については、議会運営委員会でも論議をしておりますので、あらかじめ申し上げます。</p> <p>本件で言う弁明とは、提出理由にある田島議員がとったとする全国表彰推薦の妨害行為について、まず、事実か事実でないかを述べて、事実であれば、なぜそのような行為に至ったのか、その動機を述べるのが弁明であります。</p> <p>一方、弁解とは、本件動議の提出理由に対する単なる反論、いわゆる、言い分けに過ぎないことを述べて、正当化するものが弁解であります。</p> <p>弁明についてを、理解のうえで、発言するようにしてください。</p> <p>7番、田島毅三夫君、弁明を始めてください。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それでは、弁明をさせていただきます。</p> <p>今、辞職勧告請求が出ましたけれども、それに対する弁明でございます。</p> <p>そのためには、私が、どのような理由で反対をしたかということを説明させていただきます。</p> <p>今回の表彰理由は、私が聞いたところによりますと、一つ目に、東洋町議会は独自で議会広報を発行している、二つ目に、町倫理条例を制定し、三つ目に、町基本条例を制定して全国に模範を示し</p>
------	---

	<p>た。よって、表彰をすることになったと聞いております。</p> <p>議会広報の独自発行も各種条例の制定も、制定が目的ではなく、そのことによって、議員及び議会がその法を規範として互いに切磋琢磨して、行政チェック、住民福祉及び町発展に挺身し、公僕としての責務を十分に果たさなければならないというのが、制定の目的のほうであります。</p> <p>しかるに、本町議会は、あろうことか、行政及び議会の公金不正疑惑や公務の不当性を質し、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>議員本分、はい</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん、それは議題外です。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それはね、結局そういう理由</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや、それは議題外です。</p> <p>それは許しません。</p>

7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>議会ごとに、虚偽をねつ造した理由を付け、8対1の数に頼んで執拗に、辞職勧告や懲罰処分を繰り返し、質問を中止して</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>議題外と言っておりますので、それは駄目です。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>これは、結局、私が反対した理由の一つなんですよ。 これがなければ、私が反対した理由が分からないでしょ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは、自分の意見でありまして、弁明やないです。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そうじゃない。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、それはもう、それ以上言ったら、発言禁止にしますよ。</p>



7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>しかし、あなたたちは、今、十分に説明理由を言ったでしょ。私が侮辱した、あるいは、名誉を汚した、東洋町のその議会の品位を汚した</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは、弁明じゃございませんので</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>だから、そのように言った、それに対する、うちは理由を言ってるんですよ。</p> <p>いけませんか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いけません。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>じゃ、弁明できないじゃありませんか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>弁明というのは、田島さん、最初に言うたじゃないですか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>聞いてます。弁明と、弁解とは違うということは聞いております。</p> <p>今や東洋町議会は</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>妨害行為についてですので。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今や東洋町議会は、全県民知らぬ者はない、悪名高い議会となっております。</p> <p>(自席より、議長……と、発言あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>発言禁止にします。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>わかりました。ほんならちょっと、議長、意見があります。</p> <p>あの、この</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや、発言禁止ですので発言は許しません。</p> <p>(自席より、違う、ちょっと待ってください、と発言あり)</p>

	<p>休憩中ではございませんので。</p> <p>(自席より、休憩じゃあとってください。ちょっと、あの緊急動議です、と発言あり)</p> <p>いや、</p> <p>(議席より、緊急動議。この今の、この、待ってください議長。今の勧告は、地方自治法112条の1項に反します、無効ですこれは、自治法調べてください、と発言あり)</p> <p>(議席より、なぜ議長の制止を聞かんのかあなたは、と発言あり)</p> <p>7番議員 (田島 毅三夫議員)</p> <p>いや、だから今、その理由を言わしてもらいゆう。説明させてくれるのであれば。ね。112条の1項見てください。調べてください。それに反してます。</p> <p>議長 (西岡 尚宏議長)</p> <p>それは、あの何回も田島さん注意して、あなたが聞かないから、そうしたんであって、別に、</p> <p>(議席より、そうじゃなくて…、と発言あり)</p> <p>いや、もうそれは聞きません。</p>
--	---

(議席より、いや、ちょっと待ってください。…読ませてください112条…、と発言あり)

いや、それはないです。

(議席より、いや、その、と発言あり)

先ほど注意しましたが、なお議長の命令に従わないので、地方自治法第129条第1項の規定によって、本日の会議が終わるまで発言を禁止します。

田島さん、勝手に何をしてるんですか。

勝手に何をしてるんです。

傍聴席とそんなやりとりは駄目でしょう、会議中に。

(議席より、やりとりじゃない、今ちょっと資料を…、と発言あり)

いやいや、やりとりじゃないですか。

(議席より、まああの…、と発言あり)

7番、田島毅三夫君の弁明が終わりました。

7番、田島毅三夫君の退場を求めます。

(田島 毅三夫議員、退場)

これより、発議第 1 号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する

<p>1番議員</p>	<p>辞職勧告決議案の動議について質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(議席より、なしと発言あり)</p> <p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの発言あり)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。</p> <p>はい、1番、平山照生君。</p> <p>(平山 照生議員)</p> <p>福島議員より提出された辞職勧告に、賛成の立場で討論を行います。</p> <p>先ほど説明のあったとおり、田島議員は、東洋町議会が全国町村議会議長会より、優良表彰を受けることをやめさせるため、県、全国の町村議会議長会に対し、表彰することをなかつたことにするよう要求しました。</p> <p>この表彰は、全国927ある町村のうち東洋町を含む26議会が、議会活動の取組みを評価されたものです。</p> <p>私は、東洋町の議会が表彰を受けることは、我々を議員として、選出していただいた町民に対しての評価であると思っています。</p> <p>このような名誉なことを、田島議員はなぜ、なかつたことにしようとしたのでしょうか。</p> <p>先月27日に開催した議員全員協議会で、田島議員は次のような趣旨の理由を言ってます。</p>
-------------	--

	<p>議会だよりに虚偽や問題がある、また、事実に基づかないことを掲載しているが、基本条例や倫理条例の趣旨に違反している、などと、県議長会に発したと言っています。</p> <p>しかし、この言葉は、そっくり田島議員にお返しします。</p> <p>私たち議会議員は、本当のことしか述べていません。</p> <p>今回の田島議員の行動のように、議会が表彰を受けるか、そうでないかは、田島議員が独断で決めるのではなく、議会で諮って決めることです。</p> <p>それを田島議員が独断で議長会に働きかけ、結果的に、西岡議長が議長会に謝罪することになるなど、虚偽や問題、やりたい放題を行っているのは、田島議員ではありませんか。</p> <p>このような田島議員の行動は、許されるものではありません。</p> <p>従って、私は、本辞職勧告案に賛成いたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>次に、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの発言あり)</p> <p>賛成者の討論はありませんか。</p> <p>はい、4番、武山君。</p> <p>(武山 裕一議員)</p> <p>田島毅三夫議員に対する辞職勧告決議の賛成討論を行います。</p> <p>私は、田島毅三夫議員に対する辞職勧告決議に、賛成の立場から討論いたします。</p> <p>私たち議会議員は、田島議員も含め議会の基本的な活動や議</p>
--	--

議長

4番議員

員の倫理、住民の意見を取入れた政策提言など、十分な時間をかけ制定いたしました。

今回の全国町村議会議長表彰は、このような本町議会の活動が評価された表彰であり、東洋町全体で歓迎すべきものであります。

この表彰授与を田島毅三夫議員が阻止しようとした一連の言動は、町議会に対する町民の信頼を著しく失墜させるもので、道義的、倫理的に考えても、許しがたい極めて重大な問題であります。

以上のことから、今回の田島毅三夫議員に対する議員辞職勧告に私は賛同いたします。

議員の皆さまの賛同を求めて討論とします。

(西岡 尚宏議長)

反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの発言あり)

賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの発言あり)

他に討論はありませんか。

(議席より、なしの発言あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発議第 1 号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議案の動議についての件を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

7番、田島毅三夫君の議席を解きます。

(議席より、議長、と発言あり)

はい。入ってきてから・・・

(田島 毅三夫議員、入場)

(議席より、議長、休憩を取ってもらえますか。休憩を、と発言あり)

田島毅三夫君。

先ほど、発言の禁止を告げましたが、なお、議長の命令に従わないので、地方自治法第129条第1項の規定によって、本日の会議が終わるまで議場の外に退去を命じます。

(議席より、議長、休憩をお願いしたい、と発言あり)

退去を命じます。

(田島 毅三夫議員、議場外へ退去)

あの、田島毅三夫君がおる中で、言うことなのですが、言うことも聞かず、また、退去になりましたので、7番田島毅三夫君に申し上げます言うところ、発言させていただきます。

発議第1号、東洋町議会議員田島毅三君に対する辞職勧告決



議案の動議については、全員賛成で可決されましたので報告します。

1番、平山議員。

(議席より、先ほどの辞職勧告案の審議のところの、田島議員の弁明の時の言動と、先ほどの言動に対して、議員で協議を行いたいので20分間ほどの休憩をお願いします、と発言あり)

ただいま、1番、平山照生君から20分間の休憩動議が提出されました。

この動議については、会議規則第16条の規定により、一人以上の賛成者が必要です。

賛成者の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

ただいまの、1番、平山照生君からの20分間の休憩動議について、会議規則第16条の規定により、一人以上の賛成者がありましたので動議は成立しました。

休憩の動議を議題として採決します。

この動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって、20分間の休憩動議は可決されました。

ここで休憩に入ります。

再開は10時10分です。

(休憩時間:9時48分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:10時10分)

(議席から、議長、と発言あり)

はい、6番、今宮裕明君。

(自席から、動議を提出いたします、と発言あり)

どのような動議ですか。

(自席から、田島議員の懲罰動議を提出します、と発言あり)

一旦、休憩します。

(休憩時間:10時10分)

動議内容を確認

再開します。

(再会時間:10時13分)

ただいま、6番、今宮裕明議員から東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案が提出されました。

この動議については、地方自治法第135条第2項及び会議規則第110条第1項により所定の賛成者がありますので、成立していま

す。

ここで、休憩に入ります。

(休憩時間:10時14分)

**動議をコピー、配布**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:10時24分)

ただいま、お手元に配布したとおり、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについて、採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに賛成の方の挙手願います。

挙手、全員であります。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題することに可決されました。

ここで、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開は、10時40分とします。

(休憩時間:10時25分)

**議会運営委員会開催**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:10時40分)

<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>先ほどの日程第3号、発議1号、田島毅三夫君に対する辞職勧告決議案についてですが、提出日が5日となっておりますが、本日7日の誤りです。</p> <p>この場で修正をいたします。</p> <p>これより、追加日程第1、発議第2号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案についてを議題といたします。</p> <p>本件については、議会運営委員会で検討されておりますので、委員会の報告を求めます。</p> <p>高畠議会運営委員長。</p> <p>(高畠 俊彦議会運営委員長)</p> <p>議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>先ほどの動議について、検討いたしました結果、弁明の機会を与えるが、提出理由に対する弁明のみとする。</p> <p>次に、提出者に対する質疑を行う。</p> <p>以上のように決定いたしました。</p> <p>これで、議会運営委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ただいまの、議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については、7番、田島毅三夫君へ弁明の機会を与えるが、提出内容に対する弁明とする、提出者に対しての質疑を行う。</p> <p>以上のとおりで、ご異議ありませんか。</p> <p>(議席より、異議なしの声あり)</p> <p>提出者の説明を求めます。</p>



提出者の説明が終わりました。

次に、7番、田島毅三夫君の一身上の弁明を許しますが、先ほど地方自治法129条第1項の規定によって、本日の会議が終わるまで議場の外に退去を命じているため、弁明することはできません。

これより、発議第2号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本件動議については、議会会議規則第111条の規定により、委員会の付託を省略することができず、議会委員会条例第6条第1項の規定により、6名の委員で構成する懲罰特別委員会が自動的に設置されましたので、これに付託して審査することにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました、懲罰特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第6条第2項及び第7条第4項の規定により、資料として配付しております委員案の名簿どおり、1番、平山照生君、2番、高島俊彦君、3番、小松熙君、4番、武山裕一君、5番、小野正路君、8番、福島登君を指名したいと思いますが、これに

ご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま、選任されました特別委員の方々は、正副委員長の互選を行ってください。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長がともにおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として正副委員長の互選をすることになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載のうえ、議長に提出してください。

ここでお諮りいたします。

ただいま、可決されました東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰委員会につきましては、本日これより、審査に付することにしたと思います。これに、ご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

ここで、懲罰特別委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開時間は、1時30分、午後1時30分であります。

(休憩時間:10時49分)

懲罰特別委員会開催

<p>懲罰特別委員会委員長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間:13時30分)</p> <p>今、資料をコピーしておりますので、その場で少しお待ちください。 再開します。</p> <p>追加日程第1、発議第2号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件を議題とします。</p> <p>本件について、委員長の報告を求めます。</p> <p>福島懲罰特別委員長。</p> <p>(福島 登懲罰特別委員長)</p> <p>平成30年3月7日付けで、本委員会に付託された議員、田島毅三夫君に対する懲罰の件についての審査結果をご報告をいたします。</p> <p>お手元の審査委員会報告書をご覧ください。</p> <p>本委員会は平成30年3月7日付けで、提出者の今宮裕明議員を始め、賛成者6名の連署により、田島毅三夫議員に対する懲罰動議が提出され、議長指名により懲罰特別委員会が設置され、同日に6名で構成する同委員会を招集し、委員長に私、福島登、副委員長に平山照生議員が選任されました。</p> <p>次に、本委員会における審査の経過について、概要を説明いたします。</p> <p>3月7日の本会議において、東洋町議会会議規則第54条第1項に規定する違反行為を繰り返し、議長の制止に対しても発言を繰り返し、これに従わず、同規則第102条及び第104条の違反行為を繰り返した。</p>
-------------------	---



<p>議長</p>	<p>規律を遵守し、議会秩序を保持する東洋町議会とするため、懲罰を求めるものである。</p> <p>田島毅三夫議員は、本日の本会議で本件動議に対する弁明時の言動が、提出者が理由とする議会会議規則第54条、第104条、第102条に抵触するか、本会議の音声記録をもって精査した。</p> <p>田島毅三夫議員からの発言には、行政及び議会の公金不正疑惑、議会ごとの虚偽やねつ造、今や東洋町議会は全県民知らない者はない悪名高い議会、など無礼な言葉を繰り返し、議会を侮辱する発言内容があった。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>誹謗やろ。</p>
<p>懲罰特別委員会委員長</p>	<p>(福島 登懲罰特別委員長)</p> <p>誹謗する、発言内容があった。訂正します。</p> <p>また、本件動議の審査中、議長の許可なく、傍聴者と接触する身勝手な行動もあった。</p> <p>さらには、議題外にわたる発言として、議長が制止するも、それに従わず、発言を繰り返したため、議会会議規則第54条第2項の規定に基づき本件動議に係る弁明を発言禁止の命を下したところ、それを認めたにも関わらず、さらに発言を繰り返したことで、議長は地方自治法第129条第1項の規定に基づき本日の会議が終了するまでを発言禁止とする命を下すにまで至り、ひいては、それでもまだ発言を続ける田島毅三夫議員に対し、地方自治法第129条第1項の規定に基づく議場外への退去を命じられるまでに至った。</p> <p>このように、田島毅三夫議員は、議長が地方自治法第129条に</p>

基づく、議場の秩序維持のための制止を求めるも、これに従わず、議場の秩序を乱し、議会の品位を汚す言動は、議会会議規則第54条の発言内容の制限、同規則第104条の議事妨害の禁止、同規則第102条の品位の尊重に著しく違反し、違法性が強いと言わざるを得ず、誠に遺憾であり許されるべきものではなく、懲罰を科すことは免れないと判断した。

田島毅三夫議員の本会議中の発言については、これまでも議長が何度も注意喚起してきたが、一向に改善が見られず、これまで公開の議場における陳謝を科すもこれを拒否し、また、出席停止の懲罰を2回科せられているにも関わらず、なお、このような違反行為が続いている。

以上のとおり、田島毅三夫議員の今回の言動は、東洋町議会会議規則に違反する行為であり、議場の秩序を乱し、議会の品位を汚し、町民からの信頼を大きく失墜させるものである。

このまま、田島毅三夫議員を本定例会の審議に参加させるわけにはいかず、今後においては、地方自治法や条例、会議規則を遵守し、議長の指示に従い、二度と議会の秩序や品位を損なうことのないよう自らの非を認め深く反省させるために、本定例会会期中、3月7日、8日、15日の3日間の出席停止が妥当であるとの結論に至った。

以上のことから、田島毅三夫議員に課す懲罰の種類は、地方自治法第135条第1項の規定による一定期間の出席停止の懲罰を科すことに決定し、平成30年第1回定例会会期中の3月7日水曜日、3月8日木曜日、3月15日金曜日、この3日間の

(議席より、木曜日、と発言あり)

<p>議長</p>	<p>すいません、曜日を間違えた、15日木曜日、はい、失礼しました。続けます。</p> <p>この3日間の出席停止とすることに、全会一致で決定した。</p> <p>以上で、懲罰特別委員会からの報告を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>懲罰特別委員長からの報告が終わりました。</p> <p>それでは、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。</p> <p>再開は、2時です。</p> <p>(休憩時間:13時42分)</p> <p><b>議会運営委員会開催</b></p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間:14時00分)</p> <p>先ほど配布しました、東洋町議会懲罰特別委員会の報告書に字句の修正がありましたので、休憩中に差替えをしております。</p> <p>議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>高畠議会運営会委員長。</p>
<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>(高畠議会運営委員長)</p> <p>それでは、議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>先ほど、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件について検討した結果、弁明の機会を与えるが、懲罰特別委員長から</p>

議長

の報告内容に対する弁明とする。

次に、この件について、委員長に対する質疑を行う。

次に、討論を行う。

次に、採決は起立により行う。

以上のように決定いたしました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

ただいまの議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については、7番、田島毅三夫君へ弁明の機会を与えるが、先ほど地方自治法第129条第1項の規定によって、本日の会議が終わるまで議場の外に退去を命じているため、弁明できません。

続きまして、委員長に対する質疑を行い、討論を行ったのち、起立による採決を行う。

以上のとおりでご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

これより、発議第2号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件について、委員長に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対者の討論はありますか。

<p>2番議員</p>	<p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>賛成者の討論はありませんか。</p> <p>はい、2番、高島俊彦君。</p> <p>(高島 俊彦議員)</p> <p>私は、田島毅三夫議員に対する懲罰特別委員会委員長報告に対して、賛成討論をいたします。</p> <p>本日、田島議員がとった議長制止に対して、身勝手な発言を繰り返すなど、議会における発言や行動は目に余るものがあります。</p> <p>議会において、法令や規則を遵守せず、結果的に自己の発言や行動により、住民が望む大切な施策の議論や決議の場に、田島議員自身が参加できなくなることは、住民に不利益になるということを十分に理解し、謙虚な姿勢で政策の実現に臨むべきであるにも関わらず、未だに一切の反省もなく、謙虚な姿勢も一切見受けられることができません。</p> <p>このことから、今回の懲罰特別委員会が、決定した出席停止懲罰は自ら招いたものであり、私は賛成いたします。</p>
<p>議長</p> <p>1番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>続いて反対者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの発言あり)</p> <p>賛成者の討論はありませんか。</p> <p>はい、1番、平山照生君。</p> <p>(平山 照生議員)</p> <p>私も、田島毅三夫議員に対する懲罰特別委員会委員長報告に</p>

議長

賛成の立場から討論いたします。

議会議員は法令や規則、基準を遵守し、議会秩序を守り、そのうえで、自身の考えに対し、同僚議員の賛同を得るような謙虚な姿勢で政策の実現に臨むべきです。

田島議員は、数々の守るべき法令や規則に抵触する言動を繰り返し、その都度、議長からの注意喚起、または制止に従わず、一切の反省はなく、なお続いています。

ゆえに、今回の懲罰特別委員会が決定した、出席停止の懲罰を科すことに私は賛成します。

(西岡 尚宏議長)

他に討論はありませんか。

(議席より、なしの発言あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発議第2号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件についてを、起立により採決します。

本件に対する委員長報告は、7番、田島毅三夫君に、本定例会中3月7日、8日、15日の3日間出場停止の懲罰を科すことあります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の、起立を願います。

起立全員であります。

よって、7番、田島毅三夫君に、本定例会会期中3月の7日、8日、15日の3日間出席停止の懲罰を科すことは可決されました。

7番、田島毅三夫君は、議場にはいませんが宣告します。

ただいまの議決に基づいて、これから、7番、田島毅三夫君に対し、懲罰の宣告を行います。

7番、田島毅三夫君に、本定例会会期中3月の7日、8日、15日の3日間出席停止の懲罰を科します。

以上です。

(議席より、議長、と発言あり)

はい。

(議席より、休憩をいただきたい、事務局長がいないので、と発言あり)

それでは、休憩を…

今から、何に入りますので、休憩をちょっととります。

再開は2時20分で。

(休憩時間:14時09分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:14時20分)

日程第4、承認第1号、専決処分事項平成29年度東洋町一般会計補正予算、専決第2号の承認を求めることについての件から、日程第19、議案第27号東洋町公の施設、東洋町野根水産冷蔵施設に係る指定管理者を指定することについてまでの28件を、この

町長

際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、なしの発言あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案申し上げます。

承認第1号、専決処分事項、平成29年度東洋町一般会計補正予算、専決第2号の承認を求めることについて、緊急を要したので地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求め。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ1600万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ32億7157万6千円と定め、平成30年2月21日に専決処分をさせていただいております。

歳入では、寄附金を計上しております。

歳出では、ふるさとづくり基金積立金、ふるさと納税に係る返礼品費などを計上しております。

ふるさと納税に係る返礼品費の予算が不足したことによりまして、急きよ補正をさせていただいたものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

3ページでございます。

議案第1号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正すること



について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

平成30年度からの国民健康保険制度改革により、国民健康保険の運営の在り方を見直し、市町村に代わって、都道府県が国民健康保険の責任主体となり、安定的な財政運営、効率的な事業の確保など、国民健康保険の運営に中心的な役割を都道府県が担うこととなります。

今回、国の国民健康保険制度改革によりまして、本町の国民健康保険税条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

議案第2号でございます。

阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

現在、本条例では、阿佐海岸鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除の適用期間を平成29年度までと定めております。

本年1月、阿佐海岸鉄道株式会社から5ヶ年延長措置の申出がございまして、今回、阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税免除の適用期間を平成29年度から、さらに、5年間延長いたしまして、平成34年度まで改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

続きまして、議案第3号でございます。

東洋町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

平成27年4月から開始の子ども子育て支援制度に関連をいたします本条例につきまして、改正漏れが判明をいたしましたので改正をしようとするものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

6ページでございます。

議案第4号、東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

平成30年度の国民健康保険制度改革により、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、東洋町国民健康保険条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

この、公布いう字が間違うちよるな。

議案第5号でございます。

東洋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

平成30年度の国民健康保険法等の一部を改正する法律に伴う関係政令の整備に関する政令が施行されたことによりまして、後期高齢者医療制度における被保険者の住所地特例の規定が見直しとなったため、東洋町後期高齢者医療に関する条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第6号でございます。

東洋町介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の改正は、介護保険法第117条の規定により、介護保険料の改正をしようとするものでございます。

平成12年度から施行されました介護保険制度でございますが、第1号被保険者の保険料を3年ごとに改める必要があります。

介護保険料基準額につきましては、平成30年度から3ヶ年の介護給付見込額や第1号被保険者数の推移等を基に設定しております。

また、介護保険法第202条及び第203条の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長となっておりますけれども、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

議案第7号でございます。

東洋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基

準等を定める条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

平成26年の介護保険法改正の施行に基づきます介護保険法が改正をされまして、平成30年4月1日から居宅介護支援事業所に係る権限が、都道府県から市町村に移譲されることになっております。それに伴いまして、本条例を定めようとするものでございます。

なお、内容につきましては、地域包括センター事務局長が説明をいたします。

10ページでございます。

議案第8号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

続きまして、関連する議案第9号でございます。

東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

議案第8号及び第9号につきましては、関連がございますので、

一括してご説明をいたします。

地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行等のための省令改正に関連をいたしまして、所要の改正をしようとするものでございます。

なお、内容につきましては、地域包括センター事務局長が説明をいたします。

議案第10号でございます。

12ページでございます。

東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことによりまして、所要の改正をしようとするものでございます。

なお、内容については、地域包括センター事務局長が説明をいたします。

13ページでございます。

議案第11号、東洋町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出ござ

います。

提案理由でございます。

東洋町教職員住宅について、住宅の取壊しによりまして、管理する住宅に変更が生じたので、条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、教育次長が説明をいたします。

議案第12号でございます。

平成29年度東洋町一般会計補正予算第4号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ6588万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ33億3746万円とするものでございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費として繰越明許費を計上いたしております。

歳入では、地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金を追加いたしております。

歳出では、障害福祉サービス費、地域福祉基金への積立金、木造住宅耐震改修助成事業などを追加をいたしまして、安芸広域租税債権管理機構負担金、芸東衛生組合及び安芸広域市町村圏事務組合負担金などを減額をいたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして、議案第13号でございます。

平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第2

号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出の予算総額を6億8568万8千円と定めております。

歳出では、保険給付費及び諸支出金の予算組替えを計上をいたしております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

16ページでございます。

議案第14号、平成29年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ2629万円を追加をいたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ6億602万9千円とするものでございます。

歳入では、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、繰越金を計上をいたしております。

歳出では、居宅介護支援サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、地域包括センター事務局長が説明をいたします。

議案第15号でございます。

平成29年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第3号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会

の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の補正では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費として、繰越明許費を定めております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続きまして、議案第16号でございます。

平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第3号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出の予算総額を1億7298万6千円と定めております。

歳入では、簡易水道事業債及び過疎対策事業債の予算組替えを計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第17号でございます。

平成30年度東洋町一般会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ29億6116万2千円と定めております。前年度比で1億1516万3千円、3.7パーセントの減となっております。

また、債務負担行為の限度額8982万3千円、地方債の借入限



度額を3億2830万円、一時借入金の最高限度額を5億円と定めております。

平成30年度予算の主な事業といたしましては、ふるさと納税返礼品及び積立金、野根川再生計画委託料、DMV導入促進事業補助金、地域活性化プラン支援事業及び商工持続発展支援事業補助金、安芸広域租税債権管理機構負担金、出産奨励金、あつたかふれあいセンター事業委託料、在宅介護手当、環境制御技術普及促進事業費補助金、橋梁耐震改修事業、空き家改修事業、津波避難路整備事業、野根地区津波避難タワー建設事業、木造住宅耐震改修事業、放課後等学習支援事業、児童、生徒、学生等入学支援事業、学校給食費補助金などの事業を計上をいたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第18号、平成30年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ3億5万6千円と定めております。

歳入では、県支出金、諸収入を計上しております。

歳出では、事業費、前年度繰上充用金などを計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

21ページでございます。

議案第19号、平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計

予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ5億23万3千円と定めております。

歳入では、国民健康保険税、県支出金、繰入金、繰越金などを計上しております。

歳出では、総務費、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保険事業費などを計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

22ページでございます。

議案第20号、平成30年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ4424万6千円と定めております。

歳入では、後期高齢者医療保険料、繰入金、繰越金などを計上しております。

歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続きまして、議案第21号でございます。

平成30年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることに

ついて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ5億9289万7千円と定めております。

歳入では、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金などを計上しております。

歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費などを計上しております。

なお、内容につきましては、地域包括センター事務局長が説明をいたします。

議案第22号でございます。

平成30年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ1483万1千円と定めております。

歳入では、サービス収入、繰入金を計上しております。

歳出では、サービス事業費、公債費などを計上しております。

なお、内容につきましては、地域包括センター事務局長が説明をいたします。

議案第23号でございます。

平成30年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求

める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ1億7492万7千円と定めております。

また、地方債の借入限度額を4450万円としております。

歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、町債などを計上しております。

歳出では、下水道費、公債費などを計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

26ページでございます。

議案第24号、平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ1億2690万7千円と定めております。

また、地方債の借入限度額を3420万円としております。

歳入では、事業収入、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、町債などを計上しております。

歳出では、事業費、公債費などを計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続きまして、議案第25号でございます。

平成30年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を

求める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ6508万円と定めております。

歳入では、観光施設事業収入、繰越金を計上しております。

歳出では、自然休養村事業費、青少年旅行村事業費、施設管理事業費、海の駅事業費などを計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

28ページでございます。

議案第26号、東洋町地域防災センター新築工事請負契約の請負金額等の変更について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

平成29年8月17日に議会の議決を得て、工事請負契約を締結をしました、東洋町地域防災センター新築工事でございますけれども、施行の内容につきまして、施工業者との協議に不測の日数を要したために、請負金額及び工期を変更することに関し、議会の議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして、議案第27号、東洋町公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。

議長	<p>東洋町水産冷蔵施設の設置及び管理条例第3条の規定に基づきまして、漁業の近代及び漁業経営の安定並びに漁民の生活水準の向上を図るため、野根漁業協同組合を指定管理者に指定するものでございます。</p> <p>なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>それでは、私から、承認第1号について、ご説明をいたします。</p> <p>専決第2号の予算書1ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>安岡税務課長。</p>
税務課長	<p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>それでは、私の方から議案第1号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについてと、議案第2号、阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。</p> <p>まず、議案の第1号ですが、議案関係資料の1ページから4ページにかけて、国保税条例の一部改正を載せております。</p>

説明につきましては、新旧対照表A4の横長ですけれども、これに基づいて、ご説明をいたします。

今回の改正は、国の法律であります持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成27年の5月に設立されまして、この平成30年4月から市町村に代わって、都道府県が国保運営の責任主体となり、安定的な財政運営、効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を都道府県が担うこととなります。

この法律改正に伴いまして、本町の東洋町国民健康保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

今回の国保制度改革によりまして、県が国保の運営を担うことから県は、県内の年間の医療費に必要な財源の見込みをたて、市町村に納めていただく国保事業費納付金の額を決定しまして、各市町村に通知されることとなっております。

また併せて、市町村ごとの標準保険料率を算定しまして、公表されることとなっております。

本町では、県が示す国保事業費納付金のもとに、県が公表した市町村標準保険料率を参考にしながら、国保税率を定め、国保加入者から国保税を賦課、または、徴収し、県に納めることとなります。

先般、2月の14日、行政報告でもありましたように、県に納める納付金額が市町村に通知されまして、本町が県に納める国保事業費納付金は、国保特別会計にも計上されておりますように、約1億500万と通知を受けたところでございます。

本町の国保税の税率はですね、引上げをせず据え置いてきたところではありますが、今回、県から示された標準保険料率を基に、本

町の国保税を試算したところ、県に納める国保事業費納付金にあててる財源を確保するためには、本町の国保税率の引上げをしなければならぬ状況となっております。

この財源確保分を平成30年度の単年度で賄うことは、国保加入者の方に、多額のご負担を強いられるということで、本町では、現在のところ、3ヶ年で段階的に、国保税を引上げようと考えているところでございます。

今回の税率改正では、約500万円弱の財源を捻出する税率改正となっております。

引上げ額は、世帯平均では、年額約6100円引上げられることとなります。

また、対象世帯の年の平均税額は現行の11万4600円から12万7千となる見込みでございます。

また、1人あたりの被保険者では、年額3700円が引上げられることになります。これは、平均でございます。

また、年平均税額は、現行の7万7900円から約8万1600円に引上げられる見込みでございます。

また、今回の国保制度改革に伴う国保税の急激な上昇を抑えるため、激変緩和措置が行われます。本町では、国、県からの激変緩和措置としまして、約2300万円が配分される見込みとなっております。

それでは、今回、本町の国保税条例の改正内容についてご説明いたします。新旧対照表の1ページ、2ページをお願いいたします。

まず、第2条の改正でございます。

第2条課税額では、国保制度改革に伴い、県に納める国保事業費納付金に充てるための国保税について、基礎課税額と後期高齢



者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算した金額を国保の課税額とする課税額の定義を改める改正をしております。

次2ページをお願いいたします。

2ページでは、第2項第3項では、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額から資産割額を削る改正をしております。この資産税割額の資産税割の改正内容につきましては、後ほど、ご説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

3ページでございます。

第3条では、地方税法等の規定により、基礎控除後総所得金額の按分方法や補正方法を新たに追加し、また、被保険者に係る所得割額の税率を100分の6から100分の7.1、100分の1.1引上げる改正をしております。

次に、第4条では、被保険者に係る資産割額を廃止する改正をしております。

現在、資産割額につきましては、固定資産税の50パーセントが国保税に加算されることとなっております。住民の方から、固定資産税と二重取りではないか、というご意見を数多くいただいております。

今回の改正で、資産割を廃止する改正をしております。

また、県からは、国保制度改革に伴う標準的な算定方式として、資産割を除く三方式が示されております。

この資産割については、固定資産を所有する方が、必ずしも、担税能力と一致しないなどの、色んな課題があることから、今回、県は、国保事業費納付金の算定にあたっては、資産割を除く三方式で算定されることとなっております。

次に、第5条では、被保険者に係る均等割額の税率を一人1万5千円から2万4千円、9千円引上げる改正をしております。

次に、3ページから4ページにかけまして、第5条の2では、第2条、先ほどご説明しましたが、課税額で国民健康保険法の施行された年や番号が条文化されたことによりまして、5条の2において重複することから、今回、昭和33年法律第192号を削除する改正をしております。

次に、第6条では、地方税法の規定により、基礎控除後の総所得金額の按分方法や補正方法を追加し、また、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率を100分の2から100分の1.9、100分の0.1引下げる改正をしております。

次に、5ページをお願いいたします。

第7条では、後期高齢者支援金等課税額の資産割額を廃止する改正をしております。

第7条の2では、後期高齢者支援金等課税額の均等割額の税率を一人5千円から7千円、2千円引上げる改正をしております。

7条の3では、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の税率を、特定世帯及び特定継続世帯以外については、6千円から4千円に2千円引下げ、特定世帯では、3千円を2千円に引下げ、特定継続世帯では、4500円から3千円に1500円引下げる改正をしております。

ここで言います特定世帯とは、世帯の中で国保から後期へ移行された方がいて、その世帯で、国保に加入されている方が、一人になった世帯を特定世帯といいます。この特定世帯につきましては、5年間、国保税の平等割りが、2分の1軽減されて算定することとなっております。

また、特定継続世帯とは、5年経過しても、国保と後期に分かれている状況が解消されない世帯を、特定継続世帯といいます。この特定継続世帯については、国保税の平等割額を4分の1軽減し、軽減措置が3年継続されることとなっております。

次に、第8条では、地方税法の規定により、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除額の総所得金額の按分方法や補正方法を追加する改正をしております。

次に6ページをお願いします。

第9条では、介護納付金、課税被保険者に係り均等割額の税率を一人1万円から8千円、2千円引下げる改正をしております。

次に、第12条では国保税の納期を、10期から8期に変更する改正をしております。関係資料としまして、添付しておりますA4横長の税務課資料、これのですね、6ページ、7ページをお願いします。資料4と右上に書いたところでございます。

現在、国保税の先、7ページでございます。現在、国保税の最初の納期は6月であります。今回1期の納期を6月から7月に、最後の納期を翌年の3月から2月に変更いたしまして、全体で10期から8期に変更しようとするものでございます。

今回の改正で、7月末が第1期の納期限、翌年の2月末が最後の第8期の納期限となります。

高知県内の国保税の納期は、添付資料の6ページにございますが、8期以内の市町村が半分以上を占めております。本町もですね、近隣市町村と足並みを揃えるということで、適正課税と徴収率の向上に努めるため、納期の期数を10期から8期に変更する改正をしております。

今回の納期の変更ということで、メリットといいますと、国保に加

入されている方の所得の申告漏れなどを減らすことができます。特に、所得のない方、所得がゼロの方でも所得申告をしないと、国保税の軽減措置が受けられない場合がございます。納期が4月に一ヶ月ずれることによりまして、軽減措置、7割、5割、3割軽減がござい  
ますが、この軽減措置が受けられる未申告者への申告指導ができるようになります。

また、現在、国保税は6月に住民税と並行して、住民税の所得情報を基に国保税の課税処理を行っております。この納期を7月にすることによりまして、住民税の所得情報が確定したとの国保税の課税となるため、スムーズに課税処理が行うことができるようになります。

また、現在、最終納期10期でございますが、この10期が3月であるため、督促状が新年度の4月の下旬に届き、国保税の未納者への納付を促す期間が短く、滞納となるケースも出てきております。こういった未申告者の軽減措置、未納者への納付指導なども色々な部分も含めまして、事務改善をさせていただいて、今回、国保税の納期を10期から8期に変更する改正をしております。

すみません、次に、新旧対照表の6ページから9ページにかけまして、第23条国保税の減額では、国保の加入者の前年の総所得金額の合計がある一定金額以下の世帯については、均等割と平等割り額を減額する制度がございます。

今回、国保制度改革に伴う、国保税率の改定によりまして、均等割額と平等割額が減額される額の改正をしております。

この条例は、平成30年4月1日から施行されます。

この条例による、改正後の東洋町国民健康保険税条例の規定は、平成30年以後の年度分の国保税について適用しまして、平成

29年度分までの国保税については、従前の例によります。

以上がご説明でございますが、先ほど言いました税務課のA4の資料でございますが、国民健康保険税条例の一部を改正する条例案(税務課)の資料でございますが、この資料には、現行の税率と改定後、また、県から示された標準保険料との比較を添付しております。後ほど、ご参照していただきたいと思っております。

今回の国保税条例の改正は、住民の皆さまに、大分の負担をしていただく税率改正となっております。ご理解の程よろしくお願いをいたします。

次に議案第2号でございます。

議案関係資料では5ページでございます。

新旧対照表では10ページをお願いをいたします。

ご説明は、新旧対照表によりご説明をいたします。

現在、本条例では、阿佐海岸鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除の適用期間を、平成29年度までと定めております。本年1月、阿佐海岸鉄道株式会社から5ヶ年延長措置の申出がございまして、今回、阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税免除の適用期限を、平成29年から、さらに延長しまして、平成34年までとする改正案を提出をさせていただいております。

この平成34年につきましては、また11月に年号も変わると思いますが、今回、平成34年というふうにご改正案を出させていただいております。

この阿佐海岸鉄道株式会社の名義の固定資産税は、土地と償却産がございまして。

まず、土地でございますが、阿佐海岸鉄道株式会社名義の土地

	<p>が12筆ございます。現況地目は、鉄軌道用地、面積が2023. 30平方メートルでございます。この12筆の土地については、課税標準となるべき額が、30万円に満たないことから免税点以下となりまして、今回の固定資産税が、免税点以下となりまして、固定資産税が課税されないことから免除の対象外となります。</p> <p>次に、車両橋梁トンネルなど償却資産でございます。この償却資産につきましては、課税標準となるべき額は、償却資産の免税点であります150万円を超えるため、固定資産税が課税されます。</p> <p>この阿佐海岸鉄道株式会社の償却資産が、今回の条例の固定資産税の課税免除の対象資産となります。</p> <p>平成29年度の課税ベースで試算しますと、5年間で約750万円が課税免除となります。</p> <p>私の方からは、以上でございます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
住民課長	<p>(蛭子住民課長)</p> <p>私の方からは、議案第3号から第5号について、ご説明をいたします。</p> <p>まず、議案第3号、東洋町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。</p> <p>議案関係資料の6ページと、新旧対照表の11ページをお願いいたします。</p> <p>今回の改正は、平成27年4月に、子ども子育て支援の新制度が</p>

開始されたことに伴いまして、本条例に、記載している条文の一部を改正するようにと、県から指摘がありましたので、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

新旧対照表を、見ていただくと分かりやすいかと思います。

第5条第1項第2号を、保育を必要とする事由がないと認めるときに改めます。

次に、第9条第1項第1号を、保育を必要とする事由がなくなったときに改めます。

この条例は、公布の日から施行します。

第3号議案については、以上でございます。

続きまして、第4号議案です。

東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについてご説明をいたします。議案関係資料の7ページと、新旧対照表の12ページをお願いいたします。

今回の改正は、国民健康保険制度改革により、都道府県が保険者となることに伴い、平成30年度以降、都道府県及び市町村が行う事務や設置する国民健康保険事業の運営に関する協議会について、国民健康保険法に、それぞれ分けて規定されることから、本条例を改正する必要性が生じたため、一部改正するものでございます。

新旧対照表を、見ていただくと分かりやすいと思います。

第1条の条文中、国民健康保険の次に、の事務を加える。

第2章及び第2条の条文中、国民健康保険運営協議会を東洋町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めます。

この条例は、平成30年4月1日から施行いたします。

第4号については、以上でございます。

続きまして、議案第5号、東洋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。

議案関係資料の8ページと新旧対照表の13ページをお願いいたします。

今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法の一部を改正する法律が、平成30年4月1日から施行され、高齢者の医療の確保に関する法律、第55条の2の規定が新設されます。

国保、後期の資格の適用は、住所地特例で行うことを原則としていますが、施設に入所して住所が移った被保険者については、住所地特例を設けて、前住所地の被保険者としています。

しかしながら、現行制度において、住所地特例者が75歳到達により、国保から後期に加入する場合、後期の住所地特例が適用されないため、施設住所地の後期高齢の連合が保険者となっております。この扱いについて、県外の施設に入所している方で、国保の住所地特例を受けている被保険者が、広域連合の被保険者となる場合に前住所地の市町村が加入する広域連合が保険者となるよう見直されるものでございます。

なお、この今回の法改正について、平成30年度以降、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる方から適用されます。

以上の制度改正に伴いまして、東洋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表を見ていただくと、分かりやすいかと思いますが、第3条第1項の第2号と第3号第4号第5号に、新設された法第55条の2に関連する改正条文を追加していることが、主な改正点となっております。



<p>議長</p>	<p>その他に附則の第2条について、適用年度が経過しておりますので、削除をしております。</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行をいたします。</p> <p>簡単ですが、以上でございます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ここで休憩をいたします。</p> <p>再開は3時40分です。</p> <p>(休憩時間:15時18分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>(再開時間:15時40分)</p> <p>議案第6号からです。</p> <p>田岡包括センター事務局長。</p>
<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私の方からは、第6号議案から第10号議案までのご説明をいたします。</p> <p>まず、第6号議案、東洋町介護保険条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。</p> <p>議案関係資料の10ページと、新旧対照表の16ページをお願いします。</p> <p>今回の改正は、介護保険法第117条の規定に基づき、3年に一度、介護保険事業計画の見直しを行ったことに伴いまして、介護保険料の年額を改正しようとするものでございます。</p>

新旧対照表を見ていただいたら、分かりやすいかと思いますが、改正内容につきましては、平成30年度から32年度までの介護保険料の年額を、新たに算出した金額に改正するものとなっております。

改正点を簡単に申し上げますと、第2条第1項及び第2項では、年度の変更、第2条第1項第1号から第9号及び第2項では保険料金額の変更となっております。

第15条につきましては、第1号被保険者を被保険者の変更となっております。

各段階別保険料につきましては、議案第6号資料を基に説明をさせていただきます。

まず、第5段階にある基準額8万8800円を基に、各段階の保険料が決定をされます。所得段階第1段階の方につきましては、公費による低所得者保険軽減繰入金による軽減継続で、基準額8万8800円かける0.45で3万9960円が保険料の年額となります。それ以外の各段階の保険料につきましては、記載をされているとおりです。

前年度基準額につきましては、8万6550円となっており、年額2250円の増額、月額では188円の増額となります。

保険料の算定につきましては、これまでの実績を基に、平成30年度から平成32年度の被保険者数や要介護認定者数施設居住計サービス給付費、在宅介護サービス給付費等を推計し、算定を行っております。

改正につきましては、平成30年4月1日から施行としております。

第6号議案については以上です。

続きまして、議案第7号、東洋町指定居宅介護支援等事業の人

員及び運理に関する基準等を定める条例を定めることについて、ご説明をいたします。

議案関係資料の12ページをお願いします。

介護保険法の改正により、平成30年度より居宅介護支援事業所に係る権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴い、本条例を定めるものでございます。

まず、指定居宅介護支援事業所とは、介護を必要とされる方が自宅で、適切にサービスを利用できるように、ケアマネージャー、介護支援専門員が心身の状況や生活環境、本人、家族の希望等に沿って、ケアプラン、居宅サービス計画を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡、調整などを行う事業所です。

本町の該当事業所は、居宅介護支援事業所あやめの一ヶ所となっております。

今回の条例の主な内容は、指定居宅介護支援事業所の人員及び運営等について、基準該当居宅介護支援に関する基準を定めることとなっております。

平成30年4月1日から施行となっております。

第7号議案については以上です。

続きまして、議案第8号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、及び、議案第9号、東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密

着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。

議案関係資料の39ページをお願いします。

新旧対照表では18ページからになります。

今回の改正は、地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行等のための省令改正により、条例の一部改正を行うものです。

主な改正内容としましては、第5条、第46条の訪問介護員等につきましては、第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修過程を修了した者に限る、を追加しております。

第16条につきましては、介護保険法施行規則を施行規則に、第67条第1項第4号及び第68条第5項につきましては、指定地域密着型通所介護従業者を、地域密着型通所介護従業者に改正しております。

第67条第1項第6号の認知症については、第5条の2を第5条の2第1項に改正しておりますが、第9号議案の条例一部改正でも、第4条で同じく認知症について、第5条の2を、第5条の2第1項の改正が行われております。

第98条につきましては、単独型指定認知症対応型通所介護について、介護医療院と以下同じ、を追加しております。

この条例は、平成30年4月1日から施行します。

第8号及び第9号の説明については、以上です。

続きまして、議案第10号、東洋町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人

員、及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。

議案関係資料の42ページをお願いします。

新旧対照表では24ページになります。

今回の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、条例の一部改正を行うものです。

主な改正内容としましては、第3条第4項では、サービスによる連携について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業所を追加しております。

第6条につきましては、利用者が複数の指定介護予防サービス事業者を紹介するよう求めることができること、事業者は、指定介護予防支援提供開始に際し、利用者、または、その家族に対し、利用者について、病院、または、診療所に入院を進める必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を、当該病院、または、診療所に伝えるよう求めなければならない、を追加しております。

第3項から第7項につきましては、第3項を新設したことに伴い、第3項が4項になり、1項ずつ繰下げを行っております。

第32条につきましては、担当職員が行うべきことについて、サービス事業者等に対して計画の提出を求めること、利用者の同意を得て、医師等に利用者の情報提供することなどの連携について、また、指定介護予防支援事業者については、情報提供についての協力の追加をしております。

この条例は、平成30年4月1日から施行します。

<p>議長</p>	<p>簡単な説明になりますが、以上です。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>北川教育次長。</p>
<p>教育次長</p>	<p>(北川 晃彦教育次長)</p> <p>それでは、議案第11号、東洋町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、ご説明いたします。</p> <p>議案関係資料の45ページと新旧対照表の最後、29ページをお願いいたします。</p> <p>今回の改正は、老朽化により、河内地区に設置している2ヶ所の教職員住宅の取壊しに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>別表から河内第1教員住宅と、河内第2教員住宅を除いたものに改めるものでございます。</p> <p>簡単でございますが、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>議案第12号について、ご説明をいたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ6588万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億3746万円とするものでございます。</p>

<p>議長</p>	<p>2ページをお願いいたします。  (予算書に基づき説明)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>私の方から、議案第13号、平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、ご説明をいたします。</p> <p>今回の補正は、歳出予算のみの組み替えによるもので、予算総額の変更はなく、最入歳出それぞれ6億8千568万8千円としております。</p> <p>予算書の8ページをお願いいたします。  (予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私の方から、議案第14号についてご説明をいたします。</p> <p>平成29年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについて、ご説明をいたします。</p> <p>今回の補正は、歳入歳出それぞれ2629万円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ6億602万9千円とするもので、歳入では、保険給付費等の追加分を受入れなど、歳出では、介護サービ</p>

<p>議長</p>	<p>ス費等の現在までの給付実績に基づき、各サービス費を増額するものなどとなっております。</p> <p>予算書の8ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>私の方から、議案第15号第16号について、ご説明をいたします。</p> <p>平成29年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第3号について、ご説明をいたします。</p> <p>予算書の2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第16号、平成29年度東洋町簡易水道事業特別会補正予算第3号について、ご説明をいたします。</p> <p>今回の補正予算は、過疎対策事業債の借入額を上限が決定されたことにより、減額をされました240万円を簡易水道事業債へ予算を組換えをするものです。</p> <p>予算書の4ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>



<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>それでは、議案第17号についてご説明をいたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の当初予算では、歳入歳出それぞれ29億6千116万2千円としております。</p> <p>前年度と比較して、1億1千516万3千円、3.7パーセントの減額となっております。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>私の方からは、議案第18号から20号まで、ご説明をいたします。</p> <p>まず、議案第18号、平成30年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて、ご説明をいたします。</p> <p>予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5万6千円とするものでございます。</p> <p>対前年度比では、1千182万円の減となっております。</p> <p>予算書の6ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>次に、議案第19号、平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて、ご説明をいたします</p>

予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億23万3千円とするものです。

対前年度比では、1億8千629万5千円の減となっております。

平成30年度の予算につきましては、4月から国保制度の改革によりまして、県が財政の運営主体となり、安定的な財政運営に責任を持つとともに、町がこれまでと同様に、地域におけるきめ細かい事業を行うこととされました。

これにより、県も国保特別会計を設置し、市町村ごとの国保事業費納付金の額が保険給付費に必要な費用を、全額市町村に対して支払うことにより、国保財政を管理することになります。

町は、県が医療費や所得の水準、及び被保険者数に応じて決定した納付金を、県へ納付するようになります。

この制度改革によりまして、予算の組み方も大幅に変更をされております。

予算書の7ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

続きまして、議案第20号、平成30年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計を定めることについて、ご説明をいたします。

予算の総額歳入歳出それぞれ4424万6千円としております。

対前年度比では、130万6千円の減となっております。

予算書の6ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

(西岡 尚宏議長)

ここで、お諮りいたします。

議長

議会会議規則第9条の規定によると、会議の時間は午後5時までとなっておりますが、同規則第2項の規定に基づき、提出案件の説明が終わるまで、会議時間を延長したいと思います、ご異議ありませんか。

(議席より異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

さよう決しました。

ここで休憩をいたします。

始まりは、5時10分です。

(休憩時間:16時50分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開時間:17時10分)

議案第21号からです。

田岡地域包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)

私の方から、議案第21号と第22号について、ご説明をいたします。

まず、議案第21号、平成30年度介護保険事業特別会計予算を定めることについて、ご説明をいたします。

予算の総額は、歳入歳出5億9千289万7千円を計上しております。

予算書の8ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

	<p>続きまして、議案第21号、平成30年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて、ご説明をいたします。</p> <p>予算総額は歳入歳出それぞれ</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ちょっと、21号さっきやって、今度、22号じゃないんですか。</p>
地域包括支援センター事務局長	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>すみません、失礼しました。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい。</p>
地域包括支援センター事務局長	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>すみません。</p>
	<p>続きまして、議案第22号、平成30年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて、ご説明をいたします。</p> <p>予算総額は、歳入歳出それぞれ1千483万円を計上しております。</p> <p>予算書の6ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p>

それでは、私の方から、議案第23号から25号まで、ご説明をいたします。

まず、議案第23号、平成30年度東洋町下水道事業特別会計予算について、ご説明をいたします。

歳入歳出それぞれ1億7千492万7千円としております。

4ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

議案第24号、平成30年度東洋等簡易水道事業特別会計予算について、ご説明をいたします。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億2690万7千円としています。

4ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

続きまして、議案第25号、平成30年度東洋町観光施設事業特別会計予算について、ご説明をいたします。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ6千508万円としています。

6ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

議長

(西岡 尚宏議長)

大坪総務課長。

総務課長

(大坪 靖幸総務課長)

それでは、議案第26号、東洋町地域防災センター新築工事請負契約の請負金額及び工期の変更ににつきまして、ご説明をいたします。

この工事につきましては、平成29年8月17日に議会の議決を得まして、工事を施工して参りましたが、工事内容に変更が生じたため、請負金額及び工期につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案関係資料の46ページに、資料を添付してございます。

契約の目的が東洋町地域防災センター新築工事であります。

契約の相手方は、高知市潮新町2丁目12番地32号で、須工ときわ株式会社でございます。

工期につきましては、当初完成予定の平成30年3月20から、平成30年6月28日に、工期の延長となっております。

契約金額につきましては、当初請負金額は2億3868万円で変更後の請負金額は、2億4千251万760円となり、383万760円の請負金額の増額となります。

増額分の予算につきましては、入札残金を充当いたします。

施設の概要につきましては、鉄筋コンクリート3階建、建築面積は348.52平方メートルでございます。

変更の理由といたしまして、工期につきましては、設計業者と施工方法についての調整に、期間を要したことによる、鉄筋、または、型枠工事の工程の遅れや、年末年始から年度末への工事過多期間に入りまして、現場作業員の確保に苦慮したため、工事の工程に遅れが生じたものでございます。

契約金額の変更につきましては、雨水の浸水対策といたしまして屋上部分のアスファルト防水から、より浸水を防ぐ効果のある塩ビ

<p>議長</p>	<p>系シート防水に変更をいたしております。</p> <p>また、災害時に、避難所としての機能を有する施設でもありますので、居室部分の断熱効果を、より高めるため天井部分には、ポリスチレンフォームから機密性のあるウレタンフォーム吹きつけ加工に変更をいたしております。</p> <p>また、避難所などの居室の窓ガラスに、飛散防止フィルムの施工を追加しております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>それでは、案第27号について、ご説明をいたします。</p> <p>東洋町公の施設に係る指定管理者を指定することについて、ご説明をいたします。</p> <p>議案提案理由説明書一番最後、30ページをお開きください。</p> <p>今回、指定管理をする施設の名称は、東洋町野根水産冷蔵施設、施設の所在は、野根漁港内にある東洋町大字野根甲921番地17、指定する期間については、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとなっております。</p> <p>指定管理となる団体は、野根漁協協同組合です。</p> <p>この水産冷蔵施設につきましては、漁業の振興、漁業者の所得向上を図るため設置されました施設でありますので、野根漁協協同組合が取組みを進めてきました、水産庁の漁業構造改革推進事業</p>

の中の儲かる漁業が承認され、平成30年2月から事業は開始をされております。

これに伴い、野根地域プロジェクト改革計画書、別紙で配布をしております、ちょっと分厚いものですが、この中の計画書の16ページと、それと別紙一枚もので、資料41と書かれた資料をご参照ください。

まず、計画書の16ページ④に記載されています、流通、販売に関する事項の中で、未利用、低利用魚の養殖業者向け出荷とあります。この計画書に基づき、水産冷蔵施設を活用していく計画でございます。

また、別紙資料41には、現状の不安定な魚価から、冷蔵施設を活用し、安定した販売を行うことにより魚価の向上が期待できる内容となっています。

さらに今後、魚の付加価値の向上を目指し、この冷蔵施設が有効に活用され、漁業の振興につながることを期待し、野根漁協へ指定管理を指定するものです。

以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(西岡 尚宏議長)

以上で一括議題とした提出案件の説明がすべて終わりました。

ここでお諮りします。

議案第17号、平成30年度東洋町一般会計予算を定めることについての件から、議案第25号、平成30年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての9件は、質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規定により、議長と田島毅三夫議員を除

議長



く7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第17号から議案第25号までの9件は、質疑を省略し、議長と田島毅三夫議員を除く7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました、予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第3項及び第4項の規定により、お手元に配布してある名簿から、7番、田島毅三夫議員を除く1番、平山照生君、2番、高島俊彦君、3番、小松熙君、4番、武山裕一君、5番、小野正路君、6番、今宮裕明君、8番、福島登君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することと決定しました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に、委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

場所は、議員控え室でお願いします。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長がともにおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長議員が臨時委員長として正副委員長

を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、直ちに議長に提出してください。

ここで15分間休憩をいたします。

再開は午後6時です。

(休憩時間:17時45分)

予算審査特別委員会開催、正副委員長互選

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:18:00)

予算審査特別委員会の委員長副委員長の互選結果について、報告します。

委員長、平山照生君、副委員長、小松熙君。

以上であります。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会后から14日までは休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、15日午前9時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議席より、なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

本日はこれにて散会します。

どうもお疲れさまでございました。

なお、本日予定しておりました予算審査特別委員会ですが、休会とします。

明日8日の午前9時から役場2階研修室で開催します。

次回の議会放送は15日、木曜日午前9時から開始いたします。

これにて議会放送を終了いたします。

お疲れさまでございました。

(散会時間:18:04)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員